

## 那珂市議会 産業建設常任委員会記録

開催日時 令和3年9月8日(水) 午前10時  
開催場所 那珂市議会全員協議会室  
出席委員 委員長 大和田和男 副委員長 小池 正夫  
委員 石川 義光 委員 花島 進  
委員 木野 広宣 委員 福田耕四郎

### 会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文	財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 浜名 哲士	産業部長 浅野 和好
農政課長 綿引 勝也	農政課長補佐 村山 知明
商工観光課長 石井 宇史	商工観光課長補佐 水野 泰男
建設部長 今瀬 博之	都市計画課長 渡邊 勝巳
都市計画課副参事 宮永 慎也	都市計画課長補佐 金田 尚樹
開発指導室長 黒川 耕二	土木課長 澤島 克彦
土木課長補佐 海野 英樹	維持・管理G長 小野瀬義宏
上下水道部長 根本 雅美	下水道課長 金野 公則
下水道課長補佐 秋山 洋一	水道課長 高塚 佳一
水道課長補佐 矢崎 忠	農業委員会事務局長 海老澤美彦
農業委員会局長補佐 関 慎一	

### 職務のため出席した者の職氏名

議長 福田耕四郎	事務局長 渡邊 荘一
次長 横山 明子	次長補佐 三田寺裕臣

### 会議に付した事件

- (1) 議案第50号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第5号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について  
…原案のとおり認定すべきもの
- (4) 議案第57号 令和2年度那珂市水道事業会計決算の認定について  
…原案のとおり認定すべきもの
- (5) 議案第58号 令和2年度那珂市下水道事業会計決算の認定について  
…原案のとおり認定すべきもの
- (6) 調査事項について

…笠間市、筑西市の道の駅視察を行う  
議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 それでは、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会委員の皆様、執行部の皆様、ご参集賜りありがとうございます。

那珂市も新型コロナウイルス感染者がちょろちょろと出ている感じかなと思うんですけども、日頃より新型コロナウイルス感染症対応、ご尽力誠にありがとうございます。緊急事態宣言下の中、気の許すことなく新型コロナウイルス感染症対応のほうをお願い申し上げるとともに、市民の皆様、新型コロナウイルス感染症だけじゃないということで、普通の生活もあるということで、今日は令和2年度の決算ということもあり、慎重なる議論、ご審議いただくことをお願い申し上げまして、産業建設常任委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名で、欠席委員はありません。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

産業建設常任委員会、大変お忙しい中、ご出席を賜りました。大変ご苦労さまでございます。

今、委員長からお話がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症のほうもまだ県内はちょっと収まる気配がない。東京は大分少なくともはなってきたようですがけれども、まだまだ予断を許さない、そういう現状かなと思います。執行部におかれましても、ひとつこの新型コロナウイルス感染症の収束に向けたご尽力を引き続きお願いを申し上げたいと思います。

また、今日は決算ということで、既に執行されているものでございますが、疑問な点があれば、その辺についてもひとつ執行部のほうも分かりやすい答弁をお願いをしたいなと、こういうふうに思います。ひとつ慎重なるご審議をお願いを申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。ご苦労さまでございます。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会ご出席、誠にお疲れさまでございます。

ただいま議長、委員長からもお話がありましたように新型コロナウイルス感染症につきましては、国におきましては緊急事態宣言の延長を検討しているようでございます。また、県におきましては、ステージ4の感染爆発医療崩壊のリスクが高い状況と判断しており、予断を許さない状況にあります。

本市におきましても、子供たちにも感染が広がっている状況でございますので、気を引き締めて対応してまいりたいと考えております。

また、ワクチン接種につきましては、希望者に対しましてワクチン接種をスムーズに行うことができるよう、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、議案5件、そして協議・報告案件につきましては、本日追加をお願いをします1件を含めまして5件でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

初めに、議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

財政課より一括してご説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書45ページの次のページをお願いいたします。

議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正になります。

事項、市道等用地取得事業（令和3年度分）、期間、令和3年度から令和7年度まで、

限度額 3 億 7,800 万円。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債補正になります。

起債の目的、下菅谷地区街路整備事業、補正後限度額 6,750 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

10 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

2 つ目の 6 目企画費 1,153 万 9,000 円、このうち当委員会所管部分は公共交通利用促進施設等感染症対策事業 56 万 4,000 円並びに交通事業者等支援事業 107 万円の 2 事業になります。

14 ページをお願いいたします。

下段になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費 168 万 4,000 円。

15 ページをお願いいたします。

中段になります。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費 800 万円の減、3 目観光費 114 万 6,000 円。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費 4,850 万円の減。

16 ページをお願いいたします。

下段になります。

7 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 1,232 万 4,000 円、3 目街路整備費 6,760 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、ないようなので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 52 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時09分）

再開（午前10時10分）

委員長 それでは、再開いたします。

委員の皆様申し上げます。

ここからは担当課ごとに所管の議案等の審議を行います。今回は決算認定の審議がございます。決算認定の質疑については、説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。

なお、議案第56号 決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑、答弁が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから簡潔かつ明瞭に説明してください。決算の説明については、不用額等、特に説明が必要な場合は、その説明を加えてください。審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に10部提出してください。

それでは、順次審議に入ります。

下水道課が出席しております。

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（下水道課所管部分）を議題といたします。

まず、一般会計の所管部分について、執行部より一括してご説明をお願いいたします。

下水道課長 下水道課長の金野です。ほか職員3名が出席しております。どうぞよろしく願います。

それでは、決算書140ページをお開きください。

款項目、支出済額の順に説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、下水道課所管事業につきましては、1枚お開きください。143ページをお願いします。ページ中段にございます浄化槽設置補助事業6,076万8,928円でございます。内容につきましては、合併処理浄化槽設置費補助130基分になります。こちらを人槽別にいたしますと、5人槽が97基、7人槽が33基になります。また、こちらを新規、転換等の種別に分類しますと、新規が59基、転換が70基、更新が1基となります。

なお、令和2年度決算主要政策調書につきましては109ページとなります。

こちらの調書記載には、先ほど報告いたしました人槽別、いわゆる補助金の種別による基数を記載しておりますので、ご了承ください。

また、今年度より市独自補助を新設し、合併処理浄化槽への転換を推進しておりますが、今年度の申請状況について併せてご報告いたしたいと思っております。現在までの申請件数でございますが、123基の申請がございます。こちらの内訳ですけれども、新規が50基、転換が72基、更新が1基と、転換につきましては昨年を上回る状況でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第58号 令和2年度那珂市下水道事業会計決算の認定について、執行部より一括してご説明を願います。

下水道課長 続きまして、決算書157ページをお開きください。

中段部になります。

5款農林水産業費、1項農業費、7目集落排水事業費2億9,227万円。一般会計からの農業集落排水整備事業分として下水道への繰出金になります。

続きまして、175ページをお開きください。

一番下になりますが、7款土木費、3項都市計画費、4目下水道整備費6億3,641万円。一般会計から公共下水道事業分として下水道事業への繰出金となります。

続きまして、409ページをお開きください。

令和2年度那珂市下水道事業収益費用明細書になります。

収益的収入、こちらは消費税抜きの金額となっております。

1款下水道事業収益19億6,718万6,037円、1項営業収益5億6,863万6,070円。下水道使用料が主な収入となっております。

2項営業外収益13億8,360万491円。主に一般会計からの繰入金、長期前受金戻入などの収入になります。3項特別利益1,494万9,476円。令和元年度分消費税還付金になります。

続きまして、次ページ、410ページをお願いいたします。

収益的支出になります。

1款下水道事業費16億6,444万826円、1項営業費用14億4,419万5,976円、1目管きょ費5,199万1,010円。公共下水道事業における施設の維持管理に要した費用となっております。

3目処理場費9,920万9,396円。農業集落排水における施設の維持管理に要した費用となっております。

5目普及指導費40万9,280円。

次に、441ページをお願いいたします。

6目業務費2,436万1,843円、7目総係費8,614万749円。職員人件費、総務事務費に要した費用となっております。

次ページ、412ページをお願いいたします。

8目流域下水道維持管理負担金2億2,325万8,182円。那珂久慈流域下水道への汚水処

理負担金になります。

9目減価償却費9億4,366万9,183円。有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費になります。

10目資産減耗費1,515万6,333円。

2項営業外費用2億1,133万1,327円、1目支払利息及び企業債取扱諸費2億580万1,458円、企業債の支払利息になります。

3目雑支出602万9,869円です。

3項特別損失841万3,523円、2目過年度損益修正損2,020円、5目その他特別損失841万1,503円。

4項予備費ゼロ円、1目予備費ゼロ円。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、ないようなので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第58号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは、続きまして、那珂市下水道事業経営戦略の策定についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 それでは、那珂市下水道事業経営戦略の策定についてご説明いたします。

常任委員会資料のご用意をお願いいたします。13ページをお開きください。

資料は13ページから16ページになっております。

それでは、ご説明いたします。

那珂市下水道事業経営戦略の策定について。

まず、1の概要になります。

下水道事業は、近年、人口減少や少子高齢化の本格化、地域社会構造の変化など、事業を取り巻く諸情勢が大きく変化しており、また、施設の老朽化に伴う更新費用の発生等、厳しい経営環境が見込まれます。

市では、平成28年度末に下水道事業特別会計並びに農業集落排水整備事業特別会計において会計ごとに経営戦略を策定し、平成29年度より、経営健全化に向けた取組を進めてきました。令和2年度には、地方公営企業法の適用を受け、公営企業として事業を開

始いたしました。

今後、下水道を維持させていくためには、改めてこれまでの分析評価等の検証を行い、その結果を踏まえた取組の再検討や将来の収支見通しに係る資産精度を高めるなど、質の高い見直しにより自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要となっています。

そのため、公営企業としての経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目指すことを目的として、中長期的な経営の基本計画である下水道事業経営戦略を公共下水道事業並びに農業集落排水整備事業について事業ごとに策定いたします。

なお、計画期間は令和5年度から令和14年度の10か年とし、令和3年度から4年度にかけて策定作業を進めていきます。

次に、2の内容でございます。

経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略策定・改定マニュアル、新下水道ビジョン、新下水道ビジョン加速戦略及び本市の下水道関連計画等を踏まえ、以下の項目を基に、経営戦略を策定いたします。

作業工程としましては、次の8つになります。

まず（1）現状把握・分析、次のページ、14ページをお願いいたします。（2）新規投資計画の検討、（3）長期的な収益（財源）見込みの試算、（4）投資・財政計画の策定（基本推計）、（5）経営方針及び経営目標の設定、（6）収支ギャップの解消に係る取組の検討、次ページ、15ページをお願いいたします。（7）投資・財政計画（収支計画）の検討、（8）PDCAサイクルに関する検討。

最後に、3番でございますけれども、経営戦略策定スケジュールになります。

スケジュールについては、記載のとおりになりますが、常任委員会につきましては、来年、令和4年度の9月に経営戦略（案）を報告、そして年を明けた3月には経営戦略の報告と進めてまいります。

次ページの16ページの資料になりますが、今説明いたしました作業内容の時期と各関係機関に対する報告、説明時期を記載しております。

なお、こちらの業務につきましては、パシフィックコンサルタント株式会社が令和3年7月2日から令和5年2月28日の契約工期にて業務を請け負っております。

説明は以上になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

花島委員 戦略策定の中でコンサルタントに委託する部分があると思うんですが、それと市との分担はどんな感じになっているんでしょう。

下水道課長 お答えします。

基本的な資料というのは、市のほうの持っている資料をまずコンサルタント会社のほうに提示します。例えば令和2年度の決算とか、あとは下水道の見直しの更新とか、そういった基礎的な資料を業者のほうにお渡ししまして、それを分析していただくという形になります。

花島委員 それは当然だと思うんですが、それだけじゃなくて、要するに考え方、どういう考えで分析するかというところなんです、先ほど説明にあったガイドラインとか改定マニュアルとかもいろいろありますよね。その改定ガイドラインとかの中で何かこう市の意向を書くということなんでしょうか。それとも、全体として、これも含めてコンサルタント会社に投げるけれども、何らかの形で市はこういうふうに進めてくれというのを別につけるのか、その辺はどういう分担でしょうか。

下水道課長 資料の(2)の中に織り込んでおりますガイドラインとかそういったものの中での進め方と併せて、市のほうの下水道の今の現状、当然、全体計画の見直しもかけている中で、前回資料として、ピンクの地区とか赤の地区とかいろいろあったと思うんですけれども、ああいった経営状況というか、収益状況というの、それは那珂市でしか持っていないものですから、そういったものをしっかり提示して、我々の意向というか、策定した方針についても見ていただいて、要は第三者の目として見ていただいて、経営方針というものを進めたいと思っています。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

木野委員 毎回、多分見直しをされているとは思いますが、前回からの見直しの時期があったと思うんですけれども、その時期のことを踏まえて、今回こういうふうにしたという部分は何かありますか。

下水道課長 経営戦略ですので、やはり経営状況をしっかりとした形で進めなくちゃいけないものですから、その全体にかかる見直し方針をつくったものについて、しっかりとそこを見定めていただくということになります。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 それでは、ないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時31分)

再開(午前10時32分)

委員長 再開いたします。

水道課が出席しております。

議案第57号 令和2年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部より一括してご説明願います。

水道課長 水道課長の高塚です。ほか3名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第57号についてご説明いたします。

議案第57号 令和2年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

決算書の348ページからが那珂市水道事業決算書でございます。

371ページをお開き願います。

こちらは税抜きの金額となります。

令和2年度那珂市水道事業収益費用明細書。

収益的収入、1款水道事業収益11億6,633万7,866円、1項営業収益10億9,847万2,852円。水道料金及び加入分担金などの収入になります。

2項営業外収益6,786万5,014円。主に雑収益の電源立地給付金、下水道料金徴収取扱負担金、長期前受金戻入などの収入になります。

次に、372ページをお願いします。

収益的支出についてご説明いたします。

1款水道事業費9億4,638万9,146円、1項営業費用9億2,704万4,147円、1目原水及び浄水費4億1,124万648円。浄水場の運転管理及び受水に要した費用になります。

2目配水及び給水費3,454万8,817円。配水施設及び給水施設の維持管理に要した費用になります。

右側、373ページになります。

4目総係費1億5,449万3,674円。職員人件費、総務事務費に要した費用になります。

次に、374ページをお願いいたします。

中ほどです。

5目減価償却費3億973万8,618円。有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費になります。

6目資産減耗費1,702万2,390円。

2項営業外費用1,908万3,407円、1目支払利息及び企業債取扱諸費1,851万6,236円。企業債の支払い利息になります。

2目消費税ゼロ、3目雑支出56万7,171円。

右側、375ページになります。

3項特別損失26万1,592円、1目固定資産売却損12万8,992円、2目過年度損益修正損13万2,600円。

4項予備費ゼロ、1目予備費ゼロ。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第57号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部のほう入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時37分)

再開(午前10時39分)

委員長 それでは、再開いたします。

都市計画課が出席しております。

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、都市計画課所管部分を議題といたします。

所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

都市計画課長 都市計画課課長の渡邊でございます。ほか6名が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、申し訳ありません、着座にて説明させていただきます。

それでは、決算書76ページをお開きください。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。また、決算主要施策調書なんですけれども、96ページ以降となりますので、併せてご覧くださいますようお願いいたします。

なお、これからご説明申し上げます5事業につきましては、令和3年度行政組織改革の見直しによりまして政策企画課より引継ぎを受けた事業となります。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費5億7,659万7,611円のうち、都市計画課所管分といたしまして、79ページをお開き願います。備考、下段になります。また、決算主要施策調書は97ページとなります。地域公共交通活性化事業645万5,941円。事業の主な概要といたしましては、市内バス路線の運行の維持に関する補助金等でございます。

続きまして、決算主要施策調書98ページとなります。

公共交通利用促進施設管理事業526万8,154円。事業の主な概要といたしましては、市内のJR水郡線駅周辺にありますトイレや駐輪場などの維持管理に要する費用となります。

決算書を1枚めくっていただき、81ページをお開きください。

備考、上段になります。

なお、決算主要施策調書は99ページとなります。

デマンド交通運行事業3,542万5,760円。事業の概要といたしましては、市民の交通手段確保のためにデマンド交通の運行に要する費用となります。

決算書を1枚めくっていただき、83ページをお開きください。

備考、上段になります。

なお、決算主要施策調書のほうは100ページとなります。

運転免許自主返納等支援事業40万6,780円。事業の概要といたしましては、運転免許証を返納された方に対し、ひまわりタクシーの特別利用券を交付し、返納と公共交通の利用の動機づけになるための費用となります。

決算書をまた1枚めくっていただきまして、85ページをお開き願います。また、決算主要施策調書のほうは101ページとなります。

決算書、備考、上段になります。

交通事業者等支援事業112万円。事業の概要といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために移動自粛により売上げの減少した市内の交通事業に対しまして、事業の継続を支援するための費用となっております。

以上5事業が政策企画課より都市計画課が引き継いだ事業となります。

続きまして、決算書170ページをお開きください。決算主要施策調書のほうは102ページになります。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費1億939万4,402円。こちらの不用額で主なものは委託料となります。この委託料で229万7,192円となります。この理由でございますが、入札による請負差金でございます。

決算書を1枚めくっていただきまして、174ページをお開き願います。また、決算主要施策調書のほうなんですけれども、103ページから104ページとなります。

7款土木費、3項都市計画費、2目まちづくり事業費5,118万1,170円。

続きまして、決算主要施策調書103ページから104ページをお願いいたします。

7款土木費、3項都市計画費、3目街路整備費1億1,610万4,456円。こちらで不用額の主なものは委託料で、466万9,015円。こちらの理由でございますが、入札による請負差金でございます。

続きまして、決算書を1枚めくっていただきまして、176ページをお開きください。

上段になります。また、決算主要施策調書は105ページから107ページとなります。

7款土木費、3項都市計画費、5目公園事業費4,169万9,791円。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市立地適正化計画策定の進捗状況についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

都市計画課長 それでは、常任委員会資料12ページをお開きください。

令和2年度から策定中の那珂市立地適正化計画につきましては、これまでの作成状況などをご説明させていただいたところでございますが、このほど計画書の案がまとまりましたので、ご説明をさせていただくものでございます。

申し訳ございません、説明の前に資料の差し替えをお願いいたします。

事前にお配りしております那珂市立地適正化計画策定の進捗状況についての別冊資料でございます那珂市立地適正化計画（案）の一部訂正がございます。本日お手元のほうにお配りいたしました差し替え資料、19ページから22ページ及び109ページから110ページの3枚の資料について差し替えをお願いいたします。ご迷惑をかけますが、申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

それでは、改めましてご説明を申し上げます。

初めに、これまでの経緯でございます。

令和2年第4回定例会及び令和3年7月の臨時で開催させていただきました産業建設常任委員会におきまして、制度の概要や那珂市における計画の必要性などにつきましてご説明をさせていただき、本計画の策定を進めてきたところでございます。

那珂市立地適正化計画（案）の内容についてでございますが、前回の常任委員会でご説明をした内容から変更、もしくは追加しました内容についてご説明をさせていただきます。

お手元の那珂市立地適正化計画（案）の1ページ目をお開きください。

まず、序章といたしまして、立地適正化計画制度の概要を追加いたしまして、策定の趣旨や位置づけ、計画の概要、SDGsとの関係の説明を明示いたしました。

続きまして、21ページをお開きください。

商業施設立地状況図でございます。

こちら商業施設の定義が不明確であるご意見をいただきましたことから、本計画における商業施設の考え方を本ページ下段に明示いたしました。

続きまして、31ページをお開きください。

第6章といたしまして、街づくりの基本方針と目指すべき都市構造についてを新たに追加いたしました。

まず、街づくりの基本方針につきましては、都市計画マスタープランでの基本方針を受けまして、本計画では基本方針を定め、さらに菅谷地区と瓜連地区の両市街地の街づく

りの基本方針を定めております。

次に、目指すべき都市構造につきましては、菅谷地区と瓜連地区の両市街地を都市拠点といたしまして、その役割を各拠点とのネットワークについての基本的な考え方を示してございます。

続きまして、97ページをお開きください。

誘導を図る施設でございますが、前回のご説明以降、保育機能を担う施設につきまして、担当課と調整によりまして見直しを行いました。

続きまして、99ページをお開きください。

ここから106ページまでに第8章、誘導施設、第9章、評価指標の設定と計画管理を新たに追加をさせていただきました。

まず第8章、誘導施設でございますが、本計画で定めました都市機能誘導区域と居住誘導区域への誘導促進をするための施策といたしまして、魅力ある市街地環境の形成、既存ストックの活用、便利で快適な生活を実現できる市街地環境の創出、都市機能の動向に関する部署間の連携強化、安全・安心な街づくりの推進を取り組んでまいります。

次に、103ページをお開きください。

第9章、評価指標の設定と計画管理でございますが、本計画の基本計画に沿った施策の展開を行うために目標とする指標を定めまして、本計画の効果を適正に把握、検証してまいります。

続きまして、110ページをお開きください。

第10章、防災指針の中に大規模盛土造成地の調査状況を追加し、今後の調査について記載をいたしました。

続きまして、112ページをお開きください。

第11章、市街化調整区域及び居住誘導区域以外の考え方でございます。

本計画で定めました都市機能誘導区域と居住誘導区域以外の地区についての考え方を追加いたしました。

本計画は、区域外における居住を制限したり、区域外の居住者を区域内への移転を強制して、全ての人口を誘導区域に集結するものではございません。新たに市内に転入を希望される方々を中心に、都市機能が一定程度整備されている誘導区域内に緩やかに誘導するものでございます。これらのことから、居住誘導区域以外におきましても、豊かな田園環境やゆとりある居住環境を生かした生活ができるよう、引き続き適正な開発許可制度の運用を行い、既存集落の維持、保全に対する取組を進めてまいりたいと考えております。

立地適正化計画（案）の内容につきましては以上でございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

パブリックコメント及び住民説明会を10月に開催し、その結果を12月の産業建設常任

委員会においてご報告させていただきます。その後、年が明けました1月に那珂市都市計画審議会、庁議の審議を得まして、2月末までに周知期間を設けた後、3月に正式に公表するというような考えであります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

そして、追加報告案件があります。大規模盛土造成地における安全性評価の報告についてなんですけれども、課長、お願いします。

都市計画課長 申し訳ございません。1件追加という形でご報告申し上げます。

本年度実施しております大規模盛土造成地における安全性評価についてご報告のほうを申し上げさせていただきたいと考えております。

本日お手元にお配りしております常任委員会追加の部分の資料をご覧ください。

那珂市宅地耐震化推進事業において、今年度実施いたしました平野台団地に存する盛土地の安全性評価についてご報告いたします。

初めに、これまでの経緯でございます。

過去の大震災において谷や沢を埋めた盛土や斜面に腹づけした盛土等が滑動崩落を起こし、多くの宅地被害が発生したことから、国では、宅地耐震化推進事業を創設いたしました。これを受けまして、本市におきましても平成28年度より宅地耐震化推進事業に着手し、市内の大規模盛土造成地マップの作成をいたしました。

その後、市内にありました3,000平米を超える大規模盛土14か所に対しまして現地踏査を行い、その中から地盤調査の必要性が生じた平野台団地内にあります4か所の盛土において、昨年度ですけれども、簡易地盤調査を実施いたしました。

今年度は、昨年度実施いたしました調査に基づきまして、安全性評価で安全性が確認されなかった2か所の大規模盛土に対しまして詳細な地盤調査を実施し、改めて安全性の再評価を実施したところでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

こちらに那珂市宅地耐震化推進事業の概要をお示しいたしました。

本市には11か所の大規模盛土がございまして、その全部が2の①にあります谷埋め型大規模盛土造成地に該当しております。

続きまして、3ページをお開きください。

こちらが先ほど申し上げました14か所の大規模盛土の位置になります。この14か所を現地調査いたしまして、地盤調査の必要性が認められた4か所について、昨年度、簡易地盤調査を行ったところ、次の4ページにあります2か所の盛土について詳細な調査が

必要となったところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

今年度調査を行いました平野台団地の2か所の結果となっております。

4ページの箇所図と見比べながらお願いをしたいのですが、表上段、平野2盛土とありますが、こちらが平野コミュニティセンター南側にあります調整池の西側のエリアになります。こちらの結果ですが、震度6から震度7の大地震の際に対象盛土が末端部において計画安全率1.0を僅かに下回った0.98という値となっております。この値は、平野2盛土の全エリアを2,100ポイントのメッシュを切って解析を行いまして、そのうちの3ポイントで0.98という数字が得られたものでございます。

次に、表下段の平野4盛土とあります。こちらですが、先ほどの調整池東側のエリアになります。こちらの結果でございますが、計画安全率1.0を上回った1.08という数字となっております。

続きまして、6ページをお開きください。

これらの結果を受けまして安全性評価を行いました。その評価の結果でございますが、平野2につきましては、4ページの箇所図ですと調整池に近い盛土末端部において安全率1.0を全体のごく一部であります3か所で僅かに下回った0.98という数字となっております。また、この1年間におきましてもひび割れが大きくなるような進行性の変化や新たな変状は見られておりませんでした。

次に、平野4でございます。こちらにつきましては、計画安全率の1.0を上回っております。かつこの1年間におきましても、ひび割れが大きくなるような進行性の変化、また、新たな変状は見られておりませんでした。

これらの点から、現時点では対策工事を講じる必要性は非常に低いというふうに判断をしているところでございます。

今後はこれらの状況を踏まえまして、継続的な変状の観察を行いまして、進行性の変化や新たな変状が見られた場合には、必要に応じて対策を含めた検討をしてまいりますというところでございます。

なお、この形状観察のほうにつきましては、定期的な間隔で行います定期的観察と、あとは震度5弱以上の地震のときに行います臨時的観察を行いまして、一定期間の変化が見られない場合には、学識経験者の意見を聞きながら経過観察を終了するというような形で考えております。

最後に、今後のスケジュールでございます。

本常任委員会で報告の後、今月の26日になります、平野台団地の住民の方に対しまして説明会を予定しているというところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

花島委員 資料にある安全率の意味がよく分からないんですけれども、もし難しいようだったら別途説明いただいてもいいんですが、簡単にできるだけ。

都市計画課長 安全率でございますけれども、今回、大地震のときに1.0という形をしております。これっていいものは、大地震が起きたときに地面がその場所にとどまろうとする摩擦による力と、それと滑り出していこうとする力、これを割った値で求めております。ですので、1.0よりも大きい数字になれば滑り出しにくいという形になるのかというものでございます。

説明は以上です。

花島委員 その場合に、土壌なり地面の中に水分がどのくらいあるかというのが利いてきますよね。その辺はどういう想定 of 計算なんでしょう。

都市計画課長 今回の値を求めたときには、実際に現地のボーリング調査等を行っておりますので、そのときに測定した水位を基に算出しております。

花島委員 それはそれでいいと思うんですが、平野台の場合は比較的排水がちゃんとできているんじゃないかと思うので、あまり心配はないと思うんですけれども、一般論からいえば、地面がどれだけ水を吸っているかというのは、その日というか、その場、時によって変わりますよね。ですから、その辺の心配がちょっとあるなと思いました。

あと、平野台でも当面は一応排水がちゃんとできていると見ますけれども、何かあったときに、例えば排水路が知らないうちにひびが入ったりとか、漏水とかということもあり得ないわけじゃないので、経過観察というのを慎重にやっていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 それでは、ないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時04分）

委員長 再開いたします。

都市計画課、政策企画課が出席しております。

続きまして、地方創生関係交付金を活用した事業（デマンド交通域外運行拡充事業）の実施状況についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

都市計画課長 それでは、常任委員会資料10ページをご覧ください。

それでは、地方創生関係交付金を活用した事業の実施状況についてご説明を申し上げます。

初めに、地方創生関係交付金についてでございますが、この地方創生関係交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた地方公共団体の自主的・主体的な先導で取組を複数年にわたり継続的に支援する交付金でございます。

第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、デマンド交通の利便性向上は時代に合った地域の総合戦略を推進するための具体的な事業として位置づけられており、令和元年度から令和3年度の3年間の計画で、この地方創生推進交付金を活用して取り組んでいるところでございます。

そして、この交付金を活用して実施している事業につきましては、議会に事業の実績等を報告することとしておりますので、今回このデマンド交通域外運行拡充事業の令和2年度の事業実績等をご報告するものでございます。

1枚めくっていただきまして、11ページをお開きください。

まず、事業の概要でございます。

運転免許証を返納しました高齢者や交通弱者などの移動手段の確保並びに外出の機会の創出を図るためにデマンドタクシーの運行体系を拡充し、安心・安全に生活できる交通環境の整備をいたします。

さらに、医療・福祉機関、商業施設、地域住民、団体等との連携ができる取組やマッチングの事業などの検討を行い、利便性や乗合い効率の向上並びに利用者数の拡大を図ってまいります。

次に、取組についてでございます。主なものを申し上げますと、水戸市への運行をはじめ、拡充した運行体制により、デマンドタクシーを運行することやアンケート調査などにより利用者の利便性などを分析し、さらなる利便性の向上や効率的な運行体制を検討するなどがございます。

次に、重要事業評価指標、KPIの達成状況でございます。

なお、表につきましては、各年度とも上段を目標値、下段を実績としております。

まず指標1、デマンドタクシー年間利用者数については、令和2年度の目標値を1万9,000人としておりましたが、実績は1万6,805人でありまして、目標値を下回っているところでございます。

次に、指標2、医療機関への利用者数につきましては、目標値を1万2,000人としておりましたが、実績では8,080人で、こちらも目標値を下回った結果となっております。

続きまして、指標3、日常生活において目的地までの移動に不便を感じている市民の割合につきましては、こちらは値が低いほうがいい答えとなります。実績は18.13%でありまして、昨年度の22.86%よりも低くなった結果となっておりますが、目標値の16%を上回っているという形になっております。

続きまして、指標4、買物支援事業、障がい者外出支援事業、子育てタクシー運行事業の利用者数につきましては、実績では1,051人で、目標値の500人を上回っております。

以上のように令和2年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、利用者数の各指標についての実績数の減少が見られるような結果となっております。

次に、有識者による意見についてでございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や進行管理を行うために、住民の代表をはじめまして産業、教育、金融、労働分野の現場から成ります有識者会議を設置しておりますが、その有識者の方々にこの事業を評価していただいた際、主な意見は記載のとおりでございました。全体的な評価の結果といたしましては、KPI達成に有効であったというような内容のものをいただいております。

最後に、今後の方針でございます。

地域公共交通としまして、デマンドタクシーの利用者はさらなる増加が期待されることから、まずは市民からの要望が多い水戸市外の他の市町村への乗り入れや産婦人科等を乗降場所に含めるなど、拡充策の検討を進めることとし、医療機関や福祉施設、障害者施設、地域団体等と連携し、官民一体となってこの事業を支えていくことにより、今後もさらなる発展をさせていくというのが方針となっております。

また、配車運行システムの導入につきましては、まずは市民からの要望が多くありましたひたちなか市への乗り入れなどの拡充策の検討を進めることから、令和3年度の導入を一旦見送ることとしましたが、引き続き事業者との協議を行いながら、システム導入に向けて調整を進めていくというのが方針となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を11時25分といたします。

休憩（午前11時11分）

再開（午前11時27分）

委員長 それでは、再開いたします。

土木課が出席をしております。

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、土木課所管部分を議題といたします。

所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

土木課長 土木課長の澤島です。ほか3名の職員が出席しております。よろしくお願いたします。

関連しておりますので、10款災害復旧費まで一括してご説明させていただきたいと思  
いますので、どうぞよろしく願いいたします。

決算書の152ページをお開きください。

款項目、支出済の順にご説明いたします。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費1億4,676万5,812円。

155ページをお開き願います。

このうち土木課所管事業につきましては、155ページ右側、備考欄の中段、湛水防除施  
設維持管理事業685万6,540円になります。久慈川に設置しております3か所の排水機場  
の維持管理の経費でございます。

続きまして、7款土木費についてご説明いたします。

決算書166ページをお開き願います。

なお、決算主要施策調書につきましては、83ページから95ページが土木課所管事業と  
なっております。

7款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費2億4,468万6,329円。職  
員人件費及び道路整備に要した事務費でございます。

2目道路維持費2億8,772万2,016円。道路の維持補修に要した費用でございます。不  
用額につきましては、委託費の請負差金でございます。

続きまして、168ページをお開き願います。

3目道路新設改良費3億1,669万3,202円。道路整備に要した費用でございます。不  
用額につきましては、主に請負差金でございます。

次のページをお願いいたします。

4目橋りょう維持費3,339万6,000円。橋りょう長寿命化に伴う点検及び設計業務委託  
及び工事に要した費用でございます。不用額につきましては、請負差金となっております。

2項河川費、1目河川総務費66万2,162円。那珂川と久慈川にあります樋管施設の管理  
に要した費用でございます。

2目河川維持費224万6,462円。市内の調整池及び両宮排水の維持管理に要した費用で  
ございます。

続きまして、決算書234ページをお願いいたします。

10款災害復旧費についてご説明いたします。

10款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、1目現年度災害425万8,000円ございま  
す。久慈川の増水により、損傷しました額田地区の道路復旧の工事請負費の繰越明許分  
でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

福田委員 道路維持管理事業なんですけど、ここに6,300万円執行していますね、道路維持清掃事業、169ページ。これでお尋ねしたいのは、この道路維持管理清掃事業というのはどういう道路をやっているの。市道ですか。市道でもやっているところとやっていないところがあるでしょう。その内訳というのはどういうふうになっているのかお尋ねしたい。例えば農免道路はやっていますね。やっているのもいいんですけども、その草刈りをやっている。それは道路の舗装面からどれぐらい奥までやるの。いわゆる市道の敷地内をやるんですか。

維持・管理G長 説明させていただきます。

道路の路肩の部分、50センチから1メートル程度の直接通行に支障とならない場所についての除草になります。

福田委員 いわゆる交通に支障がない範囲でやっているということ。そうすると、その交通に支障を来さない程度にやっているのは、それは理解できます。やっていないところとやっているところというのはどういう判断でやっているの。

維持・管理G長 特に主要幹線道路というような、交通量の多いところ、確かに先ほどおっしゃられたバードラインが代表的なところと、あとは花木センターの前の通りと、あとは市毛線のような幹線道路をメインにうちのほうで作業をさせていただいて、一般市道においても、ある程度交通量が多いところを優先に作業をしているような状態になります。

福田委員 そうすると、それは交通調査をして、交通量の多いところということでやっているんですか。例えば市役所の前からずっと豊喰へ行く道路、これの交通量というのはどれぐらいあるの。ここはやっていないよね。それはちゃんと交通量を調査をして、そしてやっているの。そこまでやっていないだろう。やっていなくて交通量なんていうことを言っているようじゃ困るな、これは。

それと、加えて申し上げますけれども、1つ参考に、この豊喰へ抜ける市道、これ例えば耕作者がいますね。そういう方がやっているから交通に支障はないかも分からない。あれ伸ばしっ放しだったら交通に支障を来すんじゃないかな。そこで、実際に調査をしていただきたいのは、これはこの地権者がやっているからいいというだけじゃないんですよ。いわゆる、のり面、舗装の面から、先ほど言った1メートルとか50センチとかって、一応そうやっていると言うけれども、のり面の面積が広いところ、そういうところも多くあるんですよ。ただ、機械を使う場合、草刈り機ぐらいではとてもじゃないけれども、手間暇ばかりかかる。どうしてもやはり機械を頼るわけですよ。そうした場合に、例えば石が跳ねて車に当たる場合もあるんです。あるいは、機械の場合は刃が高いんだよね。のり面というのは、石、砂利が多いんですよ。そういう苦勞をしているの分かっていますか。農家の皆さんはみんな苦勞してやっているんですよ。そういうの分かっていますか、担当部署で。

維持・管理G長 おっしゃるとおり、以前は自分の田んぼ、畑に隣接している道路の路肩は自主的にやってくれている方というのが多くいらっしゃったんです。ここ数年、高齢化という形で、もう自分では正直、草刈りができなくなってきたんで、市役所のほうである程度やってくれないかなという相談もここ数年増えております。

福田委員 増えているというけれども、増えているのを把握しているんだから、それに対応はどうするの。その先のことを聞きたいんです。

維持・管理G長 そういった相談も増えているので、うちの作業員のほうで除草ができるところに関しては作業をしますし、あとは例年やっている除草委託の中に新たに場所を追加してという形で作業はしております。

福田委員 今説明を聞くと、いわゆる交通に妨げになる、そういう危険箇所。例えば交差点のところなんかはそうだよ。でも、やはり農家の皆さんが自分のところのようなつもり、そういう考えで、きれいに一応除草作業をやっているんですけども、これは面積に応じて、本当に大変な作業なんです。これ私ごとを言っちゃ恐縮ですけども、そういうところはたくさんあると思いますから、私は代弁して言いますが、300メートル近く、しかもり面2メートル50センチぐらいありますよ、広いところは、あるいは2メートルぐらい。それ1人でやってみな。大変な作業ですよ。

だから、そういうことまで、土木課で把握して、それに対して、そういう苦情が寄せられているというのは先ほど聞きました。それに対してどういう対応をしていくのか、これは一つの課題だろうと。部長、そういうところは歩いていて分かるでしょう。

建設部長 委員おっしゃるとおり年々増えていますし、除草する箇所というのは明らかに伸びているんで、分かる箇所は確かにございます。今後そういった部分も含めて、予算の範囲内はありますけれども、できるだけ面積とか、あとは場所とか、ちょっと詳細に検討した上で、改めて実施する場所とか、そういったものも考えたいと思います。

福田委員 決して、農道もやってくれということじゃないんですよ。そこは勘違いしないように。農道というのは、これはまた考え方が違うと思う。

さっきは交通利用の調査をしてということだけでも、実際にこれから行く、豊喰へ抜ける、国道118号へ抜ける、あれの交通量を調査しましたか、していないでしょう。だから、主だったところ、今言った農免道路、あるいは花木センター、それは確かに交通量が多いと。だけれども、そのほかにも交通量というのは多いところたくさんあると思う。もうちょっとそういうところを調査をして、そして方法を、今後の対応を考えていただきたいなと。

これ見ると、道路維持清掃事業6,300万円もかかっている。総延長でどれぐらいなの。

建設部長 すみません、今回、清掃の中に、除草だけじゃなくて側溝のほうの土砂払いとか、そういったあれも入っていますんで、全ての延長というのはちょっと申し訳ないですけども、把握ができていないんですけども。この中では除草とか、そういった側溝の

清掃とか、そういったものを含んでの費用になっています。

福田委員 なぜそういうことを言うかという、農免道路なんかは、ガードレールがあるところがあるでしょう。ガードレールの道路側は刈ってあるんですよ。ガードレールから一歩入ったらやっていないよ。それで交通に妨げにならない。俺はなと思う。

それと、市が管理している道路敷地に樹木がありますね。大型の車なんかは、そこを通るのに左側のバックミラー、畳んで通行しないと、通行できないところたくさんある。その樹木というのは、市有地のところにこんな大きいやつがぶーんと立っている。走行中にバックミラーを畳むというのは、これは交通に対してどう思いますか。そういうところたくさんあるんだよ。さっき話が出た交通に支障を来さないようにということで清掃作業をやっているというけれども、樹木なんていうのはもっと交通に妨げになる。

我々は、一般的に、何だあそこはと、自分のところはきれいにしているけれども、道路の市道のところは全然やってない、そういうことを言われたくないから、やはりきれいにしているわけです。だけれども、そういうことに対して、市としては当たり前のように俺は感じているんだよね。そうじゃないと思うんだけどね。先ほども、繰り返すようなことを言いますけれども、言っていることは立派ですよ、交通ということ的位置づけしているんだから。いわゆる交通量。調査もしていないで交通量、交通量って、ただ見ただけで言っていたんじゃないでしょうか、それは。

だから、そういうこともあるんですから、やはりその辺をしっかりとやっていただきたいなと思うんですけども、何か、課長、当たり前のように思っていない。何か誠意が見られないんだよね、そういうところの。農道は言わないよ。来年、1回伸ばしてみましようか。そうするとよく分かると思うから。やはりそういうことをもうちょっとしっかりお願いをしたい。言っていることは立派だよ、交通量だとかそんなこと言っているけれども、実際に交通量を調査して、そしてここもやらなくちゃならないとかなんかというんだったら分かるよ。そういうこともやっていないで交通量なんていうことを言っているから、言いたくないことも言いたくなっちゃうんですよ。実際にこの道路の交通量、どれぐらいあるの。調査していないもの、分からない。そんなこと言うから、こっちが言いたくなっちゃうんですよ。

特にその五差路を過ぎて、その先の十字路。あそこのところ見通し結構いいんだよね。いいんだけど、あそこ草がばあっと剥がれたら、もっとあそこは事故多くなるよ。そう思わない。現在だってあれ結構事故多いんだよね。見通しがいいからこそあれ事故が多いんだと思うんだ。見通しが悪いところだったら、みんな注意するんだよね。見通しがいいところは、どういうわけか一旦停止しないで行っちゃうから。むしろあそこは見通しが悪いほうが事故が少なくなるかな。

いろいろそれはそういうことをわざとやっちゃまずいと思いますけれども、もうちょっとその辺をしっかりとやっていただきたいな。決算ですから、今回は。決算でそういうこ

とは言いたくないけれども、この数字を見ると、6,300万円、これだけの莫大な費用がかかっている。しかも、延長どれぐらいあるかというのも、答えがなかったけれども、大体想像はつきますけれども、今聞いた範囲では農免道路、それから花木センターの道路、そのほかにもあるんでしょう。ですから、やはりそういうことも含めて、今後の対応をお願いをいたします。

以上です。

委員長 よろしく申し上げます。

福田委員 それは、環境美化なんていうのもある。そういうことも含めてなんだろうと解釈はするんです。後で担当で、先ほど言ったバックミラー、畳まないと走行できないところ。あれも、交通に支障を来すからね。それ農免道路にある。これ行ってバードライン右折します、右折して400メートルぐらい、左側にお墓がある、あの反対側、建物あるね。建物の手前と先、ちょっと道路に面して結構高い木がある。参考に、大型車が通るときにどういう走行しているか見てみな。バックミラー畳んでいる。あれ今、大型は全部自動なんです、バックミラー。全部畳んで。でないと当たっちゃうんです。そうかといって右へ寄ればセンターラインからはみ出る。だから、みんな畳んで走行しているよ。そういうところ何箇所もある。参考のために1回見てみてきてください。その結果どうだったか、後で報告してください。

以上です。

委員長 よろしく申し上げます。

それでは、ほかに質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時55分）

再開（午前11時59分）

委員長 それでは、再開をいたします。

農業委員会事務局が出席しております。

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、農業委員会事務局所管部分を議題といたします。

所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の海老澤です。ほかに1名が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、決算書の144ページをお開きください。決算主要施策調書につきましては

113ページになります。

では、農業委員会事務局の所管部分を説明させていただきます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費1,815万184円でございます。農業委員会の運営に要する経費でございます。不用額につきましては、人・農地プランの実質化に向けた座談会について、新型コロナウイルス感染症のためにできなかったために農業委員、あるいは推進委員に払うための報酬額になります。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

執行部より説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時にします。

休憩（午後0時02分）

再開（午後1時01分）

委員長 それでは、再開いたします。

農政課が出席しております。

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、農政課所管部分を議題といたします。

所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

農政課長 農政課長の綿引です。ほか3名が出席しております。よろしく申し上げます。

着座にてご説明させていただきます。

決算書146ページをお開きください。主要施策調書は69ページから76ページになります。款項目、支出済額の順にご説明いたします。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、支出済額は1億6,112万4,733円でございます。

続きまして、148ページをお開きください。

上段になります。

3 目農業振興費、支出済額7,953万6,394円でございます。主な不用額について、令和元年度台風19号により水没した農業機械の修理費を補助する事業にて、想定修理費より修繕費が少額で済んだことによるものや農業者緊急応援事業にて、想定より新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、家庭内需要が増えたこともあり、申請が少なかったことによります不用額となっております。

続きまして、152ページをお開きください。

下段になります。

4目畜産業費、支出済額33万4,609円でございます。

同じく下段にあります5目農地費、支出済額1億4,676万5,812円でございます。こちらは6事業のうち、湛水防除施設維持管理費を除く5事業が農政課所管でございます。

続きまして、156ページをお開きください。

下段でございます。

8目経営所得安定対策費、支出済額5,489万2,462円でございます。

同じく156ページ、2項林業費、1目林業費、支出済額11万4,680円でございます。

飛びまして、234ページをお開きください。

中段でございます。

10款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農地現年災害復旧費、支出済額2億1,827万8,088円でございます。不用額については、請負差金となっております。

続きまして、令和3年度行政組織機構の見直しにより、土木課より引継ぎを受けた事業になります。

決算書156ページにお戻りください。

上段の部分になります。

5款農林水産業費、1項農業費、6目地籍調査費、支出済額2,296万5,957円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

福田委員 149ページの担い手育成支援事業、これの補助の中身をちょっと教えてください、1,100万円。

農政課長 担い手育成支援事業ですが、認定農業者、機械士会、新規就農者、農業後継者クラブの活動に要する費用及び補助金となっております。

福田委員 その補助金の中身を教えてください。

農政課長 認定農業者活動費につきましては、会員相互間の情報交換や農業経営改善のための研修費に対する補助金でありまして、認定農業者経営改善支出費につきましては、認定農業者等が経営規模……、すみません、主要施策調書のほうの70ページをご覧ください。今、1ポチのところを説明させていただきました。

2ポチの中で、認定農業者経営改善支援事業としまして、認定農業者が経営規模拡大をするための機械購入費に対する市単独補助となっております。

また、認定農業者等利子補給事業としまして、経営規模拡大等をするため資金に対する利息補給として行っているものです。

その次が農業機械士会育成費としまして、機械士会の会員相互の情報交換に要する費用

として補助しているものです。

新規就農者確保育成事業としまして、新規就農者向けの講座に対する補助となっております。

地域担い手育成総合支援活動費としまして、認定農業者の育成・確保支援を行う協議会に活用する補助となっております。

また、農業次世代人材育成資金としまして、原則なんですが、45歳未満の単独で自営就農をする方に対する補助金としております。

また、環境保全型の農業直接支援対策事業としまして、農業環境規範に基づく点検等を行っている農業者に対する支援をしております。

また、後継者クラブとして、農業後継者の知識習得に対する補助金を出しております。

以上になります。

福田委員 分かりました。

これは、誠に結構な話なんですが、ただ、認定農業者だけに対する補助なんだよね。これ、認定農業者というのも確かに今後大事なことの一环だろうとは思いますが、いわゆる認定農業者よりは、本市では兼業農家、この人口が認定農業者に対して、はるかに多いわけですから、こういう兼業農家に対するの事業というのは今後どうなんですかね。そういうことも必要なんじゃないかなと、一番大事だろうと思うんですよ。それはあくまでも兼業農家の方がこれから面積を多くして、増やして、そして認定農業者になりたい、そういう育成というのが、これが必要なんじゃないですか。私はそういうふうに考える。最初から認定農家の人ばかりはいないと思う。兼業農家の方がいろいろ土地を借りて、そして耕作面積を増やして認定されるわけでしょう。ですから、認定農家だけにこういう補助、これも一つの政策ですから、それはそれでいいですよ。それよりさらに大事なのは兼業農家に対するの補助事業というのを増やすとか、設けて、そして認定農家になっていただく。そういう事業というのは大事なことと違いませんか。どうですか、その辺はどういうふうに考えていますか。

農政課長 今年度なんですが、市農業担い手確保・育成協議会というのができました。その中で農業に対する研究ということで進めている状況にありますので、そういった中で意見が出てきたものを集約しながら進めていければと考えております。

福田委員 一番大事なものは、やはりそこだろうと思うんですよ。担い手の方を増やす、これからどんどん増やしていくという意味でも、現在は小規模であっても、やる気を起こさせる、誘導する、そういうことが必要だろうと。それにはやはり認定農家だけでなく、兼業農家のそういう人にもやる気を起こさせていく、そういう誘導とか事業をぜひお願いをしたいなど、そういうふうに思いますけれどもね。どうですか、部長。

産業部長 お答えいたします。

議長おっしゃるとおりでございます。今、課長からも説明がありましたけれども、担い

手のほう、今後重要な人材になるということは承知しております。ですので、先輩農家とこの協議会の中では交流をしていただいて、いかに農業に定着していただくか、そこから拡充していただきたいということも考えておりますので、そういった新たに取り組まれる、また、兼業の中でもさらに拡大をしていきたいと、そういった方にお聞きした情報を基に、そういった貴重なご意見をいただきながら、さらなる拡充ができるような事業を今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

福田委員 よろしく申し上げます。

以上です。

委員長 ほかにございますでしょうか。

石川委員 156ページの経営所得安定対策費というものの内容をちょっと具体的に教えてほしいんです。支出という意味ではなくて、どういう事業かということをやっと、すみません。

農政課長 経営所得安定のほうなんですけど、負担金、補助、交付金等を出しております。こちらについては、水利費の補助や集団転作の補助、大豆特別加算や戦略作物等の補助、地域作物補助、加工米・飼料用米等の補助の対応となっております。

石川委員 そうすると、ここに74ページのほうにも明記してありますが、何から何へ、転作が目的なんですか。

農政課長 米の収穫量の調整が目的となっております。

石川委員 もう少し具体的にいったら、米の何ですか。

農政課長 米の需要のほう年々減ってきております。その中で大豆等に振り替えていただいて、米の生産を調整することで、実際の米の価格を安定させようとしている事業になっております。ただし、現在のところ若干、米の金額というのは年々下がってきている状況になっております。

石川委員 そうすると、この事業は何ですか、国の事業ですか、那珂市の事業ですか。

農政課長 国と県と、併せて市のほうが調整している事業になっております。

石川委員 米の価格が相当下がっておりますね、毎年。その辺でこれ補助金をたくさん出しても、その辺はどのように解決をしていくんですか、これから。

農政課長 茨城県全体で収穫量というのを調整しております。那珂市として県のほうに申請を出して、全体の茨城県の収穫量というのを確認しながら調整は取っている状況になっております。

石川委員 これ毎年やられているんでしょうけれども、目標を達成しているわけですか。

農政課長 昨年度につきましてはぎりぎり達成している状況にはなっております。

石川委員 その転作を、何ていうんでしょう、毎年数字が出るんでしょうけれども、その数字はどこで誰が決めるんですか、目標数値ですね。

農政課長 国全体で確認をしていただくものになってきますので、最初の申請のときには確定しているものではありません。最終的に国・県のほうで調整枠を確認して達成しているというのが後に報告が来るといような状況になっております。

石川委員 それがほぼ達成しているということですね。

農政課長 昨年度につきましては達成している状況になっております。

石川委員 米の価格はこのように毎年毎年下がっている中で、どのような対策をしていきますか、これから。

農政課長 今年度もそうなんです、飼料米や輸出米のほうに振替をして、国内の生産量を調整していくというふうな形で調整させていただいていますので、今後もそういうふうな形を取って行きたいと考えております。

石川委員 耕作者全体の意見を聞いているわけですよね、きっとね。一部の意見じゃないですよね、那珂市内の。

農政課長 収穫に対して大口のところ調整をさせていただいて、実際に米を作る段階で飼料用米や輸出用米に転換をさせていただいて、その量の調整によって、国内の需要の米の収穫量を調整させていただいている状況になっております。

石川委員 私が聞きたいのは、那珂市内の耕作者の意見を聞いて数字を作っているんですかということなんです。

農政課長 那珂市の状態ではなくて、推計される米の収穫量に対して那珂市がどのぐらい生産するのかというところを調整させていただいている状況になります。

石川委員 そうすると、通常の米から例えば飼料米にするというのは、どのような農家の方がやるんですか。

農政課長 先ほども申し上げたように、収穫量の多い農家の方、基本的に認定農業者であったりとか、大口の収穫の農業者に対してそういうふうな転換をさせていただいている。あとは転作団地ということで、団地として指定された場所について、そういうふうなものを振り替えていただいているという状況です。

石川委員 結局そうすると、経営所得安定対策費というものは、ある一部の農家に交付されるということ、捉え方でいいですか。

農政課長 一部の農家というよりは、転作をさせていただいている農家で、それを申請を出していただいている農家になります。

委員長 よろしいですか。

福田委員 今、価格、あるいは飼料米、そういう話が出たから、ちょっとお尋ねしたいのは、これ決算とか離れて恐縮なんですけれども、今年の米の価格というのは、この窓口である農政課で把握していますか。

農政課長 確定している金額ではないんですが、かなり下がっていると、1万円台を切っているというふうに確認しております。

福田委員 下がっているというんじゃなくて、価格的にはどれぐらいというのは、農協、JA 辺りとのつながりがあるわけですから、そちらのほうからはまだ聞いていない。

産業部長 まだ聞いておりません。これから収穫がなされてきますと、米穀販売業者、また農協を通じまして、このぐらいの価格になりますということで、その推移を見ながら、その数字が確定したものがこちらに届くということでございますので、現在のところまだ稲刈りが始まった段階ですので、その数字についてはまだ報告がこちらに正確なものは出て来ていないというのが実情でございます。

福田委員 まだ分からないんだね。耕作貧乏かな。それとも新型コロナウイルス感染症の影響かな。

産業部長 新型コロナウイルス感染症の影響も多少はあると思います。ただ、毎年、国で10万トンのほうの減収、需要が減っているということで、需要が減っている割には生産調整、この経営所得安定事業というのは前の生産調整を意味しているわけなんですけれども、こちらがなかなか国全体において進んでいないということで、米余りが大分進んでいるということでございます。

ですので、先ほど課長から申したとおり、飼料米、輸出米ということで、国・県を通じまして、その2つを主力に取り組んでほしいということで、各市町村のほうにはお願いが届いております。

以上です。

福田委員 そこで、来年度に向けて、ぜひ予算化をしていただきたいのは、今はどんどん機械が大型化されてきていますよね。それは農政課でも分かっていると思います。ただ、大型化はいいんですが、ある程度の年齢にいった高齢者が農業従事者、多いよね、兼業農家にしても専業農家にしても。そこで、まず運転をする資格、免許証。大型特殊というのがあるでしょう。これは農政課で把握しているかどうか分かりませんが、大型、いわゆる普通免許で乗れる農業機械、大型特殊じゃなくちゃ乗れない機械、その区分というの把握していますか。

農政課長 トラクターの後ろのロータリーの幅とか、そういうものによって変わってくるというふう聞いております。

福田委員 それは、ロータリーの幅とかなんかじゃないんです。例えば、トラクターでいえば、馬力なんですよ。36馬力までは普通免許、36馬力以上になると大型特殊。それで今、大型特殊というのは農業をやっている方でもそんなにはいないんじゃないかな。

それで、機械を大きくしたいんだけど、免許証がないんだよ。免許証を取るのには、自動車学校へ行くと、約10万円ぐらいかかるといったかな。そういうふうに私は聞いている、自動車学校で。そうすると、そういう大型化の機械に乗って能率アップ、効率アップを図りたいんだけど、免許証がない。そういうものにもぜひ、来年度は少しでも補助を出せるような、そして農業機械の大型化に結びつく、そういうことも必要なん

じゃないですか、これは長期的に考えた場合に。あれ、馬力なんです。当然、馬力が多ければ、さっき課長が言ったようにロータリーの幅も変わってくる。例えば、ロータリーも何もつけないで、附属品をつけないで走るのにだって、36馬力以上のものは大型特殊なんだよ。これは把握していなくちゃ駄目だよ。あくまでも附属品の幅だけじゃない。馬力なの。それは何でかという、スピードが出るんですよ、馬力の大きいやつ。それは、区分としては36馬力以下、36馬力以上の場合には免許証の取得が違う。これは把握していなきゃ駄目だよ。

だから、そういうこともやはり、これからは必要ですよ。大型化になってきているわけだから。ぜひそういうことを、来年度に向けて、今年は執行しちゃったやつですから、来年度に向けて、担当部署では、やはりそういう育成というか、そういうことも事業もぜひお願いをしたいな、そういうふうに思います。

副市長、そういうことも必要だよな。

副市長 先ほど委員からお話がありましたように、担い手をどうやって育成していくのか、規模をどうやって大きくしていくのか。その辺、今、市農業担い手確保・育成市協議会でお話ししているところなんで、そういう方の意見も聞きながら、どういうふうにしていけば、那珂市の農業を活性化できるのか、その辺よく協議していただいて、そこから出てきたもので那珂市の農業を盛んに、活性化させていくというような形でやるのが重要なのかなと思いました。

福田委員 これ農業者によって、農業者じゃなくて、運転する者によって原点だからね、免許証というのは。俺はこの年になって、もうそういう免許証まで取ってまでは、それではやる気なくなっちゃうんだよね。だから、やはりそういう事業も必要な。私はそういうふうに感じています。ひとつ担当部署で検討して、ぜひそういうものを予算化できるような、そういうことをぜひともお願いしたいですね。よろしくお願いします。

委員長 よろしくお願いします。

ほかにはございますか。

花島委員 地籍調査事業について、農政課担当になったというのは全然知らなくて、その辺の経緯の説明をいただければと思いますが。

農政課長 地籍として、その前は農政課にあったということがあって、今、建設部のほうで人員的なものも含めてなんです、組織改革機構の中で農政課というふうな意見が出てきて、最終的に農地も絡んでくる、基盤整備もやっているところから、農政課のほうに移行されたというふうに確認しています。

花島委員 それは分かりました。

木崎地区とか、その後で予定されている額田地区なんかは結構農地が多いわけですけども、再調査をしていない、まだのところというのは、ほとんど農地とか周辺地区なんですか。

農政課長 農地とは限らないで、地籍のほうは全体を見ている事業と考えておりますので、それは全体を見ながら調整していくものだと捉えています。

花島委員 それは分かっているんですけども、つまりどこに限らず、当面の間は農政課が地籍調査を担当するというので、例えば菅谷地区なんかは2回目の地籍調査も終わっているということなんでしょうか。それを聞いたかったんです。

農政課長 まだ菅谷地区は終わっておりません。

委員長 ほかにございますか。

木野委員 施策調書の71ページの園芸振興支援事業があると思うんですけども、これは新しく去年から始まってきたと思うんですけども、これは今後も続けられていくんですか、まず1点。

農政課長 続けていく計画でおります。

木野委員 それと、オンラインマッチングフェアというのをされたと思うんですけども、これは去年1回だけ、継続的にやっていくという方向なんですか。

農政課長 オンラインマッチングなんですけど、コロナ禍の現状で、それをマッチングしていくのにどうしたらいいかというところで、オンラインというふうな形で昨年やらせていただきました。今年度についても、やはりコロナ禍の現状が変わらないということで、オンラインでさせていただいている次第です。これが現状が変わってくれば、またやり方は変えていくというふうに考えております。

木野委員 すみません、マッチングフェアをやったときの内容などは分かりますか、具体的な。

農政課長 オンラインマッチングで、農家が生産した野菜等と、その野菜を使った料理というところで、生産者とそれを使うところのマッチングというふうな形でつなぎ合わせられることができないかということでさせていただきました。

木野委員 そうしますと、この上のほうに、事業目標の内容に書いてありますけれども、調理学校も入って何かやられたということですけども、これはやはり同じく1回だけ、継続的にされているというわけではないんですか。

農政課長 昨年も調理学校のほうで入っておりますが、今回も入っていただいて、行っております。

木野委員 やる分には、多分大変だとは思いますが、今後、この機会を通して、農政課としてはどういうふうに持っていきたいのかという、ありますか。

農政課長 那珂市の生産した野菜等になりますが、それをほかの地域にもPRできるような状態というのをつくっていければというふうに考えております。

木野委員 最後に、いい那珂マルシェの中で野菜のボックスありますよね。あれは去年、結構されたと思うんですけども、数的にはどうなっているんですか、減っている、それとも増えていますか。

農政課長 昨年のほうが量的には大きくなっています。今年度に関しては緊急事態宣言もあり

ましたので、量としては少なくなっている状況にあります。

委員長 そのほかございますか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後 1 時40分）

再開（午後 1 時41分）

委員長 再開いたします。

商工観光課が出席しております。

議案第50号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

商工観光課長 それでは、議案書33ページをご覧ください。

議案第50号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、静峰ふるさと公園においてバーベキュー施設を設置するに当たり、有料公園施設として新たに追加するとともに、同公園の位置について、公表している所在地と異なっていることから、併せて位置の標示の変更を行うため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、条例改正内容説明の前に、新たに設置するバーベキュー施設の概要を説明させていただきます。

38ページをお開き願います。

静峰ふるさと公園の案内マップになります。横判になりますが、このマップのおおむね中央左にあります現在休憩所として使用されているしどりの里のウッドデッキ前に設置することとしております。

続きまして、39ページをお開き願います。

こちら横判になりますが、バーベキュー施設といたしましては、図面左側のAサイトが79.5平方メートル、右側、Bサイトが75.4平方メートルの2面設置することとしております。図面上にそれぞれのサイトにテント、椅子、テーブルのような表示はございますが、実際には構造物はなく、サイト内は芝生面のみとなります。

こちらの利用者としていたしましては、バーベキューをやりたいと思っている初心者やファミリー層を想定しております。

利用時間につきましては、9時から15時までとしております。

利用料金は1区画2,000円としています。この料金の中には、テーブル、椅子、コンロ等のバーベキュー用品が含まれております。食材等につきましては、利用者の持込みでお願いしたいと考えております。

こちらの施設管理につきましては、シルバー人材センターに委託することとしております。

続きまして、35ページをお開き願います。

こちらの新旧対照表をもって、条例改正内容を説明させていただきます。表の左側が改正後のものとなります。

まず、第2条になります。静峰ふるさと公園の位置について、現在、市ホームページ等で公表している代表地番のほうに改めさせていただきます。

続きまして、下の別表、第1、有料公園施設及び使用料の表にバーベキュー施設を加え、その1か所当たりの使用時間9時から15時まで、料金2,000円というものを規定させていただきます。

次ページ、36ページをお開きください。

あわせて、備考欄において、中学生以下の有料公園施設使用料を明確にしています。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

副委員長 ちょっと質問させていただきます。

これは使用料が2,000円で午後3時まで。ここに書いてある備品の中にテーブル、椅子、ガスコンロ、その他バーベキュー用品とあるんですけども、ガスコンロがあつて、ガスはどうするんですか。ガスもついている。

商工観光課長 お答えいたします。

ガスにつきましても、こちらの中に含まれることとなります。

副委員長 これはカセットボンベのことを言っているんですか。

商工観光課長 失礼いたしました。ガスのボンベにつきましては、今よくキャンプとかで使われている丸いLPガスのボンベで、ホースとかでつなぐものではなく、コンロに直接つけるものということで考えております。

以上でございます。

副委員長 それと、これは年間にどのぐらいの人が利用するかというのを大体予測なさっているんですか。2,000円という低料金でやるのは分かるんですけども、採算ベースとかそういうものをお考えになっているんですかね。これに対する予算もあるわけなので、ちょっとそこだけ。すみません。

商工観光課長 お答えいたします。

利用者数とかそういったところの明確な推計は出しておりません。実際に今のところ、緊急事態宣言ということで閉めているところですが、夏場開けているときとか陽気がい

いときなんかになりますと、よく家族連れでレジャーシートを敷いたり、簡易テントを持ってきたりして、そこで昼食を取ったりしてほぼ1日そこで過ごされているという方を結構お見受けしていたものですから、そういった方で利用していただければと考えております。また、厳密にそのサイトの利用料で採算ベースに合うかとなりますと、そこはちょっと確かに難しいかなとは考えております。ただし、今回こちらバーベキュー施設につきましては、以前、噴水施設とか、あとふわふわドームとか設置をさせていただきました。その際にアンケート調査を行った結果、飲食なんかを伴う、できるような施設が欲しいというアンケート結果も、遊具とかそういったものの後に多かったものですから、公園の魅力向上のために、より多くの方が訪れていただけるようにということで、価格の2,000円につきましても、こちらバーベキュー施設等だけという形で見ますと、近隣のバーベキュー施設とかと比較させていただきましたが、おおむね同程度というような結果も出ていましたので、低価格かなとは思われますが、そういったものを設定させていただいて、より多くの方に来ていただきたいと考えております。

以上でございます。

副委員長 あとは、食材について、これ持込みということですね。だったら、せっかく先ほど、農政課の答弁じゃないですけども、那珂市も地場産の野菜とか肉があるじゃないですか。そういうものをやはりバーベキューセットとして、例えば予約がある方にそれをお使いいただいて、それを買っていただくと。そういうふうなシステムみたいなものを考えているんですか。そういうほうが私はいんじゃないかなと思うんですけども。いかがでしょうか。

商工観光課長 お答えいたします。

今、委員がおっしゃっていただいたこと、当然かなと思っております。こちらもその方法とかを考えていたところなんですけれども、いかんせん食材をそのまま扱って、そこで販売するということになりますと、保管方法ですとか、保存という部分もございまして、保健所関係とかの連携というか、許可とかももしかしたら必要になるかなと考えておまして、後々にはそういった方向に持っていきたいなというのは考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長 せっかく那珂市のアピールということで、野菜等々のものもアピールもできるということで、前向きに考えていただきたいと思えます。

以上です。

委員長 ほかに。

石川委員 まず、委託先がシルバー人材センターということですが、これはどういう契約なんですか。予約が入ってからお願いするんですか。それを年間でお願いする、どちらでしょう。

商工観光課長 お答えいたします。

こちらのシルバー人材センターの委託につきましては、今回は10月からということになります、おおむね半年程度になります。こちらにつきましては、今、しどりの里のほうでグラウンドゴルフの受付ですとか、そういったものを管理していただいている部分がございますので、それに追加しての週6日の追加になりますが、予約自体を受け付けてからではなく、その施設とか備品とか、そういったものの管理も併せて、これお貸しするということになりますので、使ったらその後の掃除、片づけというところも必要になりますので、そういったものをお願いしつつ、また併せてしどりの里のほうも一緒にやっていただければということで委託をすることを考えております。

以上でございます。

石川委員 今、しどりの里で協力をいただいているということですが、それプラスどのぐらいの支出になるんですか。

商工観光課長 お答えいたします。

今のところ年間で114万5,000円となっております。

以上でございます。

石川委員 114万5,000円が新たに発生するということですね、支出が。そうすると、予約状況はまだ全然分からないという中で、この数字というのはどうやって出てきたんですか。

商工観光課長 お答えいたします。

日数につきましては、先ほど申し上げましたとおり週の休館日というのは週1回、月曜日に休みになりますので、それ以外の、あとは年末年始と休日とございますので、そういったところを抜きました合計日数で出しているところでございます。

以上でございます。

石川委員 普通は、いろんなものを立ち上げると、事前にいろんなシミュレーションをして数字を出していくわけですが、役所の場合は、そういうことはやらなくても大丈夫なんですか。

商工観光課長 お答えいたします。

ある意味、確かにシミュレーションということもあるかとは思いますが、今回に限りましては、ちょっともう全然、利用状況が読めない部分もございます。そういった部分もありまして、こういった予算取りをさせていただいているところです。

以上でございます。

石川委員 読めないんでしたら、読めるまで取りあえずはストップをして、読める状況になってからで私はいいと思いますよ。全然数字が読めないのに支出だけ増えるということはありませんか。どうですか。

商工観光課長 お答えいたします。

こちらの日数につきましては、あくまでカレンダー上のものでできるという中で設定して

いるところでございます。ただし、状況によっては、ここは一応最大額ということで計上させていただいておりますので、そういった中での変更ということは可能であると考  
えております。

以上でございます。

石川委員 変更が可能であれば、スタートをずらしても、予約をどうやって取るとか、そうい  
うちょっと動きをしてからじゃないと難しいと思いますよ。ただ支出だけが先行して出  
るなんてあり得ないでしょう。もっともっと突っ込まないと。もうきちんとシミュレー  
ション立ててくださいよ。実際やってくださいよ、シミュレーションを。上辺だけじゃ  
駄目ですよ。私は、これは再考するべきだと思います。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

花島委員 私が聞いたかったことを副委員長が聞いたんですが、ちょっと答えが分からなかつ  
たんですけども、普通キャンプで使う丸いやつって何のことを言っているんですか。  
つまり円筒状のやつ、それともこんな丸っこいのとか、いろいろあるんですよね。

商工観光課長 すみません、お答えいたします。

ガスのカートリッジにつきましては、よく家庭用のボンベでちょっと細長い3本パック  
とかで売っているものがあるかと思うんですが、それではなく、よくキャンプ用で、大  
体直径15センチぐらいのものがあるんですけども、円筒状のものがあるんですが、そ  
ちらを使用することで考えております。

花島委員 それは、知らないんだけど、多分そういうのもあるだろうということ。

それで、ちょっと疑問に思うのは、バーベキューをやるとなると、普通はコンロじゃな  
いんですよ。要するに炭でやるか、町なかではまきは無理なんだろうけれども、煙が  
出るからね。その備えというか、それに対する対応はどうなっていますでしょうか。つ  
まり肉を焼くのにガスコンロではあばあっているのはあまりやらないんじゃないかと思  
う。むしろお湯を沸かすぐらいでね、せいぜい、それだったら。どんなふうに対応す  
るんでしょうか。

商工観光課長 お答えいたします。

こちらの炭、まき、いろいろバーベキューのやり方はあるかとございます。ただ、今な  
かなか炭、まきを使いますと、着火の仕方とかが順番で、今想定しているのが初心者と  
かそういった方々を想定しておりますので、そうすると、そういったところのまず始ま  
るまでの、火をおこすまでの手順とかを簡略化するという意味もございます。また、あ  
と炭関係につきましては、その後のごみの処分ということも考えております。

あと、こちらのいろいろそういった専門の方とかにもご相談させていただいたんですけ  
れども、今はバーベキューコンロというか、キャンプ場とかで使える、そういったもの、  
ガス鉄板みたいなものが用意されてございまして、そちらを使うのが主ですという回答

をいただきました。そういったことがありましたので、ガスのコンロでのバーベキューをしていただくというような設定とさせていただきます。

以上でございます。

花島委員 何か感覚が全然違うので、バーベキューの楽しみって、一つは火を扱うことでね、幾ら初心者だといったって、炭に火をつけるなんてどうってことないんですよ。逆にガスでばあばあやって、何が面白いのかって、正直、私は思うんです。

鉄板でやるのもあるけれど、私なんかは鉄板でやるのはほんの僅かですね。だから、ちょっと考え直したほうがいいと思います。

それともう一つ、片づけをシルバー人材センターにという話なんですけど、片づけは使用者がやって、管理者はそのチェックだけにしたほうがいいと思いますけれどもね。それぜひご検討いただきたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

木野委員 バーベキューをやる場合に、お花見の季節とかありますよね。そういったときも開催する予定なんですか。

商工観光課長 お答えいたします。

桜まつりの期間等になるかと思いますが、その期間につきましては、予約を受け付けないことで考えております。その際には露店等ございます。今まではそういうのをしていたところもありますので、その期間につきましては、そちらのところで休憩所というか、そういった形でお使いいただければと考えているところです。

以上でございます。

木野委員 でも、逆に皆さん、そういう季節などのお花を見てバーベキューを楽しみたいというのが本当の気持ちだと思うんですよ。何か逆走しているなというのをすごく感じるんですね。その辺が先ほど石川委員も言いましたけれども、ちょっと違うのかなって、私なんか個人的には思うんですね。その辺について、副市長どう思われますか。

副市長 その辺ちょっと委員の皆さんのご意見も踏まえまして再度考えてみたいと思います。

委員長 よろしいですか。

費用対効果ですとか、魅力ある、使用頻度が高くなるようなことじゃないと、元も取れないということの話でしょうけれども。ご検討いただくということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、  
商工観光課所管部分を議題といたします。

所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

商工観光課長 それでは、決算書の158ページのほうをお開き願います。

なお、決算主要施策調書につきましては、78ページから81ページまでが商工観光課所  
管事業となっております。

では、改めまして、決算書のほうにお戻りいただければと思います。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、支出済額7,741万8,987円、2目商工振興  
費、支出済額3億3,302万5,354円。9事業のうち、企業立地促進事業を除く8事業が商  
工観光課の所管となっております。前年決算額4,675万円より2億8,600万円ほど支出増  
となっておりますが、主に新型コロナウイルス感染症対策に係る商工業者緊急応援事業  
が増加したことによるものとなっております。

続きまして、160ページをお開きください。

ページの下段になります。

3目観光費、支出済額8,482万8,285円。主になかひまわりフェスティバル事業、八重  
桜まつり事業における委託料や実行委員会への補助金、市観光協会への団体補助金、静  
峰ふるさと公園などの公園管理事業などに充てております。

続きまして、令和3年度の行政組織機構の見直しにより、政策企画課より引継ぎを受け  
た事業になります。

戻りますが、決算書の83ページをお開き願います。

右下から2番目の丸にあります活力あふれるまちづくり検討事業になります。

なお、決算主要施策調書につきましては82ページになります。

こちら2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、当事業における支出済額は168万  
1,867円になります。事業概要といたしましては、那珂インターチェンジ周辺地域を活用  
した地域活性化を目的とする検討委員会を設置し、まちづくり方針を決定し提言するも  
のとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いします。

休憩（午後 2 時06分）

再開（午後 2 時07分）

委員長 それでは、再開いたします。

商工観光課、政策企画課が出席しております。

続きまして、地方創生関係交付金を活用した事業（静峰ふるさと公園活性化事業）の実施状況についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

商工観光課長 ご説明させていただきます。

常任委員会資料の 8 ページをご覧くださいようお願いいたします。

地方創生関係交付金を活用した事業（静峰ふるさと公園活性化事業）の実施状況についてになります。

地方創生関係交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を複数年度にわたり継続的に支援する交付金となっております。

令和 2 年に策定いたしました第 2 期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、静峰ふるさと公園の魅力向上は、時代に合った地域の創造戦略を推進するための具体的な事業として位置づけられており、令和 2 年度から 4 年度の 3 年間の計画で地方創生推進交付金を活用して取り組んでいるところでございます。市の総合戦略に基づき、地方創生関係交付金を活用して実施している事業については、議会に事業実績等を報告することとしており、静峰ふるさと公園活性化事業の令和 2 年度の実績等を報告するものでございます。

なお、こちらの事業は、市の静峰ふるさと公園魅力向上事業の中で実施しているものになります。

それでは、実績等の内容をご説明させていただきます。

次ページの 9 ページをお開き願います。

まず、表の 2 段目になります。

地方創生推進交付金に該当し、補助率は 2 分の 1 になります。交付決定額は 1,043 万円で、そのうちの実績額は 1,021 万円になっております。

次に、表の 4 段目、事業概要についてですが、民間団体等と官民連携でイベント等モデル事業を実施し、静峰ふるさと公園の活用の可能性を実証及び対外的に PR することにより、その後の民間団体等による公園活用の促進と担い手の育成をつなげることであります。また、静峰ふるさと公園魅力向上検討委員会を開催し、地域のニーズを聴取するとともに、地域住民も参画した取り組みを行うことで郷土愛を醸成し、公園を中心

としたにぎわいづくりを我が事として捉えてもらい、これをきっかけとして来園機会を増やし、地域活性化と事業の継続を図ることを目的としております。

次に、取組になります。

1番といたしまして、公園活用方針検討に係るヒアリング等の実施といたしまして、魅力向上検討委員会の開催、地元団体、地域おこし協力隊へのヒアリング、プレイヤーとなり得る団体、個人との面談を行いました。

2番、公園活用モデルとなるイベントの開催といたしまして、リアル宝探し、ふたご座流星群観察会など、公園の施設、設備を生かしたイベント、静峰ナイトシネマ、あおぞらクローゼット等、地元団体、地域おこし協力隊と連携したイベントを開催いたしました。

3番、需要のある施設、設備の整備に向けた設計といたしまして、バーベキュー施設の設計を行いました。

次に、重要業績評価指標、いわゆるK P Iの達成状況になります。

指標1、静峰ふるさと公園に関する関係人口は、令和2年度の欄ですが、上段の目標値は40人、下段の実績値は56人になっております。

指標2、静峰ふるさと公園をイベント等で活用した民間団体数は、目標値は189団体、実績値は7団体。

指標3、静峰ふるさと公園でのイベント来園者数は、目標値は4万6,000人、実績値は3,157人になります。

指標2、3とも目標値を大きく下回りましたが、八重桜まつりが新型コロナウイルス感染症対策のため中止となったことが大きく影響した結果となっております。

次に、有識者による意見になります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や進行管理を行うため、住民代表をはじめ産業、教育、金融、労働分野のメンバーから成る有識者会議を設置しており、その有識者の方々にこの事業を評価いただいた際の主な意見は、記載のとおりでございますが、総括として、K P I未達成だが、取組内容は有効であったとの評価をいただきました。

最後に、今後の方針になります。

当面は新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、大規模イベント開催などに伴う3密を回避するため、公園の広い面積を活用することや事前予約制、イベント開催数の増、開催期間の長期間化などにより、来園者の増加と分散化を図る方向へシフトしていきます。また、引き続きプレイヤーとなり得る団体、個人との面談を実施し、公園活用機会の実現に向けてアプローチを行ってまいります。あわせて、施設の魅力向上に係るハード整備も行ってまいります。

なお、今後開催予定をしているイベント等については、記載のとおりとなっております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いします。

休憩（午後2時13分）

再開（午後2時14分）

委員長 再開をいたします。

これより議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての討論及び採決を行います。

まず、討論に入ります。討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時15分）

再開（午後2時48分）

委員長 再開をいたします。

続きまして、産業建設常任委員会調査事項についてを議題といたします。

現在、複合型交流拠点施設道の駅整備の実現に向けた市場環境調査について全員協議会で報告を受けている状況でございます。

なお、昨日の総務生活常任委員会において、延期となっていた笠間市の道の駅の視察を10月中旬以降に予定することになりました。それで今日は、このDAISUKIですか、農協の冊子がありまして、その中に道の駅かさまの特集があるということで、委員の皆様にお配りした次第でございます。この駅長さんのお話があるというところなんですけれども、新型コロナウイルス感染症の状況によりますが、日程が決まり次第、連絡をいたしますというところなんですけれども、何か視察についてはありますか、ご意見。

(複数発言あり)

委員長 新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらということではか言えないかなと思うん

ですけれども、視察においては、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 また、今後の委員会の方向性なんですけれども、なかなかこういった新型コロナウイルス感染症の状況の中で、大きなことは動くことが難しいというところで、先ほど話もありました道路の4車線化の整備計画ですとか、商工会ですとか、あともしかしたら道の駅となると、JAなんかも入ってくるのかなということで、そういったところ、市内になってしまうんですけれども、執行部から報告を受けたり、懇談したりというので正副委員長と事務局で調整を進めていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 準備が進みましたら、再度会議を開いて進めさせていただきたいと思います。

以上です。

それでは、長らく各委員におかれましては大変お疲れさまでした。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会（午後2時52分）

令和3年11月22日

那珂市議会 産業建設常任委員会 委員長 大和田 和男